

サーバ管理型乗車取扱規則 新旧対照表

現行	新
<p style="text-align: center;">略</p> <p>(決済方法および決済手段)</p> <p>第 6 条 決済媒体を使用した決済方法は、提携タッチ決済乗車サービス事業者の定めるところによります。</p> <p>2 都度利用における乗車および決済可能なブランドは、VISA、JCB、American Express、Discover、Diners Club、銀聯国際とし、当社で決済ができるカードに限ります。</p> <p>3 都度利用により発生した運賃は、当該発行者が当社に立替払いをするものとします。</p> <p>4 前項の立替払いにより、発行者は都度利用した旅客に対して求償債権を取得するものとします。</p> <p>5 都度利用により発生した運賃債権は、1日単位で集計するものとします。なお、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>(決済方法および決済手段)</p> <p>第 6 条 決済媒体を使用した決済方法は、提携タッチ決済乗車サービス事業者の定めるところによります。</p> <p>2 都度利用における乗車および決済可能なブランドは、VISA、Mastercard、JCB、American Express、Discover、Diners Club、銀聯国際とし、当社で決済ができるカードに限ります。</p> <p>3 都度利用により発生した運賃は、当該発行者が当社に立替払いをするものとします。</p> <p>4 前項の立替払いにより、発行者は都度利用した旅客に対して求償債権を取得するものとします。</p> <p>5 都度利用により発生した運賃債権は、1日単位で集計するものとします。なお、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">略</p>